

専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【改正理由】

地方税法等の一部を改正する法律が、年度内に公布され、4月1日より施行される見込みのため。

【主な改正項目】

1. 環境性能割の廃止

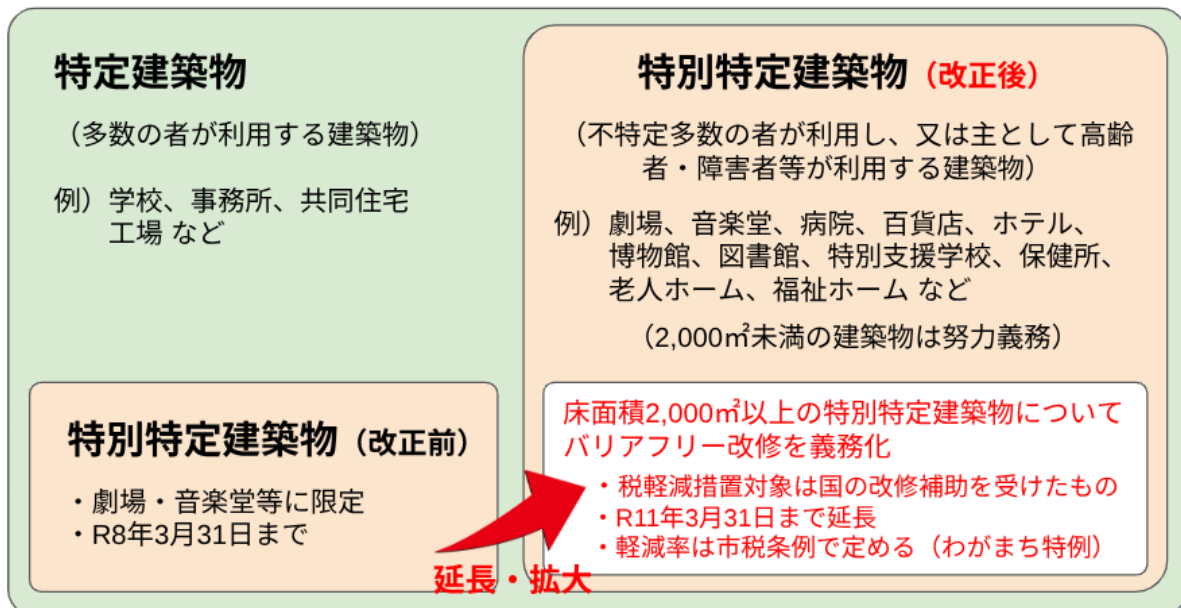
米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため環境性能割を廃止。

※ 減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当される

2. 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の拡充

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の減額措置について、特別特定建築物全般を対象とするなど幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行った上、3年間の延長を行う。

特別特定建築物のバリアフリー化に係る税軽減措置（概要）



※ 建築物の各区分は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）に規定するもの

【施行期日】 令和8年4月1日